

デモンストレーション業務に関する合意書

Club Demonstration Services, Inc. (以下「CDS」という)、と _____ 社 (以下「取引先」という) とは、_____ 年 _____ 月 _____ 日付で締結された本「デモンストレーション業務に関する合意書」(以下「合意書」) は次のとおり約定する。

説明条項

CDS は、コストコホールセールジャパン株式会社 (以下「コストコ」) の店舗にて商品デモンストレーションを実行することを許可されている。取引先は、コストコにてその「商品」(以下に定義する) が販売されることを望むものである。取引先は、その「商品」をコストコにてデモンストレーションするために CDS を雇うことを望むものである。よって、両当事者は以下のとおり合意する。

合意条件

第1条 (デモンストレーションサービス)

本合意書に定める条件に従い、CDSは、取引先の商品(以下「商品」)のデモンストレーションを行うことに同意する。

第2条 (デモンストレーション)

CDSは、取引先からデモンストレーション依頼を受け次第、所定のコストコ店舗および期日に商品のデモンストレーションを行うことに同意する。取引先がCDSに対し支払条件に基づく支払いをしていない場合、または依頼されたデモンストレーションの費用が取引先のCDSとの信用枠(クレジットライン)の限度を超える場合、CDSには取引先から受けたデモンストレーション依頼を履行する義務はないことを、両当事者は了承し合意する。信用枠(該当する場合は、帝国データバンク等の信用調査機関を通じて決定するものとする。クレジットライン(信用枠)は、CDSの単独裁量で設定されるものとする。

第3条 (デモンストレーションの実施方法)

「商品」のデモンストレーションに関して、CDSは、コストコ内での実施方法・場所を決定するにあたり、またデモンストレーションの実施に関して生じる全ての問題を解決するにあたり、単独裁量を行う絶対的権限を有するものとする。デモンストレーションは、当初予定された日付に実施されない場合もあるが、このような場合、CDSは自動的に、当初予定されていた日付から14日以内に再度予定を組み直すものとする。14日以内にデモンストレーションを実施することが不可能な場合は、当該デモンストレーションは恒久的に取り消しとなる。

第4条 (実施依頼と取り消し)

依頼店舗におけるデモンストレーションの実施日程はできるだけ早急に計画されなければならないことに、両当事者は了承し合意する。取引先がデモンストレーションを依頼する場合は、実施希望日の少なくとも3週間前に、CDSに通知しなければならない。デモンストレーション実施予定日の72時間前までに取り消しがなされず、デモンストレーションが実施された場合、取引先はデモンストレーションの費用を請求されるものとする。CDSは誠意をもった対応を行うが、予定の72時間前までに通知がない場合の取り消しに対する保証は行わない。当初計画された日程で実施できなかったデモンストレーションをCDSが自動的に再度計画することは、コストコの希望であることを、両当事者は了承し合意する。取引先は、日程計画を組み直す絶対的権限はCDSが独占的に有することを了承し同意する。

第5条 (不可抗力)

統治行為、輸出入禁止、火災、洪水、爆発、天災地変、公衆の敵、ストライキ、労働争議、破壊行為、暴動などの社会的事変その他の不可抗力により、CDSがその責務を遂行することができなかった場合、すなわち本合意書上のデモンストレーションを行うために必要な材料、用品、機器、場所、人員および本合意書に定義された「商品」などを調達できなかった場合には、いずれの当事者も本合意書上の義務を不履行もしくは怠慢したとはみなされない。

第6条 (提供サービスに対する支払い)

取引先は、本合意書の条件に準じて提供されるサービスに関してCDSの請求内容に従って、支払いを行うことに同意する。但し、(1) 予定されたデモンストレーションの実施期日の72時間以上前に取り消しが行われた場合、(2) 何らかの理由で当該サービスが取り消された場合には、取引先は支払い義務を免除されるものとする。デモンストレーションの料金規定は www.clubdemojapan.com で閲覧可能である。但し、料金は変更される可能性がある。

第7条 (合意不履行と救済策)

本合意書での合意不履行とは以下の場合を言う。

- 取引先が本合意書の第6条に規定する支払いを期日通りに遂行しなかった場合、
- 本合意書または事前手続きに関連して、取引先が署名(又は記名捺印)の上、CDSに提出した取引先調査票を含む財務諸表などの報告書のいずれかに、なんらかの虚偽や誤解を招くような記述があった場合、
- 取引先(又はその保証人)に対し、破産申請がなされた場合、
- 取引先(又はその保証人)の財産の大部分が仮差押え、差押え、公租公課の滞納処分その他の処分を受け、それらの処分が5日以内に却下されなかった場合、
- 取引先(又はその保証人)に関連する任意解散の手続きが開始され、しかも30日以内に任意解散手続きが却下(又は解除)されない場合。

第8条 (合意不履行時の是正策)

合意不履行が発生し、その救済期間が過ぎている場合、CDSは、相手方に通知することなく、以下の是正策を、事実上重複して行うことができるものとする。

- 本合意書に基づく請求額を直ちに満期とし、その支払いを請求できるものとする。
- 民法上または衡平法上、得られる全ての権利および救済方法を実施する。
- コストコに売掛金の譲渡を請求する。

第9条 (雑則)

9.1 通知

本合意書に基づき必要となる(または許可される)全ての通知および連絡は、以下に示す住所(もしくは、一方の当事者が本規定に準じて相手方当事者に通知し、特定したその他の住所)宛てに書面で送られるものとする。当該通知は、相手方当事者に届いた時点で、又は法律上届いたと見なされた時点で通告が適切に行われたと見なされるものとする。

取引先の宛先 (必ずご記入下さい)	CDS の宛先 〒210-0006 神奈川県川崎市川崎区砂子2-4-10 ヒューリック川崎ビル9階 クラブ・デモンストレーション・サービスズ・インク
-------------------	--

9.2 修正・変更

本合意書の各条件、各条項の修正、権利放棄、公表、解除、修正は、両当事者が署名（又は記名捺印）した書面によってのみ可能となる。

9.3 相続人および権利継承者

特に指定のない限り、本合意書上の表現、保証、誓約、同意、免責、規定はいずれも、両当事者それぞれの相続人および権利継承者を法的に拘束し、それらの利益のために効力を生ずるものとする。

9.4 分離可能性条項

本合意書には、法令に違反するような行為を命令すると解釈されるようなものは一切含まれない。両当事者が違反することのできない制定法、法律、法令、法規等（将来の法規制も含む）に対し、本合意書のいずれかの条項が相反する場合には、当該法規が優先する。ただし、この場合、無効とされた本合意書の条項は当該法規に適合させるに必要な範囲で修正・削減されるものとする。本合意書のいずれかの章、条項またはその一部が不明瞭、無効、その他執行不能であると判断された場合、それを理由に、本合意書全体が不履行になることはなく、本合意書の他の条項の執行力および効力はその後も維持されるものとする。本合意書のいずれかの条項（但し、支払いに関する条項を除く）が裁判所により不当であると判断された場合には、当該裁判所が当該条項の合理的な修正を示すことにより、本合意書の執行力および効力はその後も維持される。また、両当事者は修正された当該条項に拘束され、それを遂行することに同意するものである。

9.5 追加的な権利行使および救済手段

本合意書上で別段の定めのある場合を除いて、本合意書に定められた権利行使および救済方法は、民法または平衡法上で得られる権利行使および救済方法に追加されるものであり、それらの法的方法を制限もしくは禁止するものではない。

9.6 準拠法および管轄裁判所

本合意書の適用および解釈は、特段の定めのない限り、本サービスが遂行される日本国の法律に準拠するものとする。また、本合意書の条項の解釈に関して生じる全ての問題、両当事者の処理能力および本合意書の履行や構文に関する問題、本合意書に基づく業務遂行の方法に関する問題、本合意書の有効性に関する問題、それらの問題に関する両当事者の権利および義務に関わる事項は、当該法律に準じて判断されるものとする。

9.7 完全合意

本合意書の条項の実行に当たり発効される同意書等の書類（添付書類を含む）、および取引先が署名し発効した取引先調査票は、本合意書の対象事項に関係する両当事者の完全合意を構成し、それらの事項に関して口頭または書面を問わず当事者間で以前に交わされたすべての合意、意思表示、理解に代替する。本合意書のいずれの条項の補足、修正、変更も、両当事者が書面により署名したものでないかぎり、拘束力を持たないものとする。本合意書のいずれの条項の権利放棄も、権利を放棄する当事者が署名した書面で証明が行われたい限り、拘束力を持たないものとする。本合意書のいずれの条項の権利放棄も、他の条項の権利放棄とは見なされず、また他の条項の放棄を生ぜしめることもない。また、特に明示的に規定しない限り、そうした権利放棄が継続的な権利放棄を生ぜしめるものとみなされたり解釈されたりしてはならない。

9.8 訴訟費用

本合意書の規定の解釈または施行に関して、本合意書（または関連合意書）の両当事者の権利行使に関して、または、争議、合意事項違反、債務不履行などにより、法的措置または仲裁などの法的手続きが取られた場合、勝訴または優勢な側にある当事者は、受ける権利のある全ての救済策に加え、当該法的措置や手続きにより発生した合理的な弁護士費用およびその他の支出を回収できるものとする。このような諸費用請求権利とは、既存する制定法上のあらゆる請求権の行使を含むものである。

9.9 表明・保証事項の存続

本合意書上の、また本合意書に関する誓約および合意事項、もしくは本合意書において意図する取引に関連して締結される誓約および合意事項はすべて、本合意書の締結後も、有効に存続する。

9.10 合理的行為

本合意書の関連当事者は、本合意書の意図および本合意書に規定された取引・対応を、本合意書に規定された期間内に達成するために、合理的に必要もしくは適切であるとみられる対策を講じ、関連書類を配布するものとする。本合意書の起案には、全ての関連当事者が参加しており、本合意書は、どの当事者にとっても不利に解釈されることは絶対でない。

9.11 記述的表題

本合意書の記述的表題は、便宜上のものであり、いかなる条項の意味または構文に支配的影響を与えるものではない。

9.12 副本

本合意書は、1 通以上の副本を使用して締結することができる。それぞれの副本は原本とみなされるが、すべての副本を統合して 1 つの同一文書を構成するものとする。

9.13 権利放棄

CDSが本合意書上の権利を行使するに当たり、CDS、取引先双方の不履行により生じた遅延又は不作為は、その不履行またはその他の不履行に対する、当該権利（もしくは本合意書および継続保証合意書上のいかなる権利）の放棄とはならないものとする。

よって、取引先は以下の日付に本合意書に署名（又は記名捺印）し、合意した。

「お取引先様」

会社名: _____

ご住所: 〒 _____

代表者 または

ご担当者名: _____

ご署名 または

ご捺印: _____

ご署名欄

捺印欄

日付: _____